

平成26年度 第4回

評議員会

平成27年2月6日(金)

議事録

公益財団法人 武藏野市福祉公社

平成 26 年度 第 4 回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成 27 年 2 月 6 日 (金)
午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武藏野市福祉公社 1 階 会議室
東京都武藏野市吉祥寺北町一丁目 9 番 1 号
- 3 評議員の現在数 5 名
- 4 出席者 評議員 5 名
議長 (会長) 渡部 敏夫 評議員 鈴木 省悟
評議員 水村 裕一 評議員 岩岡 由美子
評議員 江幡 五郎
- 5 欠席評議員数及び氏名 評議員 0 名
- 6 傍聴者 0 名
- 7 議事日程
日程第 1 議事録署名人の選出
日程第 2 議案第 13 号 第二期中長期事業計画及び財政健全化計画の策定について
日程第 3 議案第 14 号 つながりサポート事業実施規則の制定について
日程第 4 議案第 15 号 定款の一部改正について
日程第 5 議案第 16 号 公益移行認定の変更認定申請 (公益目的事業の追加) について
日程第 6 議案第 17 号 平成 27 年度事業計画及び収支予算について
日程第 7 議案第 18 号 老後福祉基金の一部取り崩しについて
日程第 8 議案第 19 号 平成 27 年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
- 8 議事録作成者 理事長 長澤 博暉
- 9 議事録署名人 議長 (会長) 渡部 敏夫

評議員 鈴木 省悟
評議員 岩岡 由美子

渡部会長（議長）議長から、本日の出席者について、定款第20条の規定による定足数を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があった後に、本評議員会の議事録署名人に鈴木省悟評議員及び岩岡由美子評議員の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

10 議事の経過及び結果

議案第13号 第二期中長期事業計画及び財政健全化計画の策定について

高橋管理係長及び福島常務理事から、提案理由の説明がなされた。

江幡評議員から、平成27年度から生活困窮者自立支援法関係事業の実施を控えていることから、福祉公社の役割は高齢者だけではないと理解してよろしいかという旨の質問がなされた。

また、ソーシャルインクルージョン（社会的包摶）ということで、法体系で漏れてしまう方に対するセーフティネットとしての役割について、理念の説明を求める質問がなされた。

また、概要版の17頁「4運営方針①」と「体系図のデイサービスセンター」中のセーフティネットについて、詳細説明を求める質問がなされた。

福島常務理事から、福祉公社の事業について、これまで高齢者等に対してのサービス提供としていたが、それを高齢者、障害者、生活困窮者等へ具体的に広い範囲で社会的な支援の必要な人たちに対してサービス提供を行っていくというように定款の変更を含めて、今後進めていきたい旨の回答がなされた。

また、生活困窮者事業を公社が受託することになった時期には、中長期事業計画が、おおむね出来上がった時期であり、大きな体系変更は困難であった。計画体系上もう少し整理をできればよかったとは考えている。ただ、考え方としては広く支援を行って参りたい旨の回答がなされた。

服部高齢者総合センター長から、デイサービスのセーフティネットについて、公設民営のデイサービスとして高齢者総合センターのデイサービスなど医療的なニーズがある人に対する対応、多課題を持つ利用者に対する対応、虐待の被害に遭っている人に対応するということで、民間の例ええば高齢者の寄り合い所的なデイサービスよりは、もつと専門性を以て実質的に利用者を支援する、民間では受けられないデ

イサービスの下支え機能をするという趣旨である旨の回答がなされた。

長澤理事長から、本文17頁の民間の対応が難しいサービスのセーフティネットについて、公益財団として民間事業者が処遇困難なケース、対応に時間も手間暇もかかる方々については、福祉公社が一定程度支える、要するに行政でも民間でもなかなか対応しにくいような部分を福祉公社が全般的に支える旨の回答がなされた。

江幡評議員から、26頁「高齢者総合センターの中で配食ボランティア等の協力を得てサポートボランティア制度」の内容と27年に実施する内容の説明を求める質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、サポートボランティア制度について、社会活動センターは原則自立して参加できる方が対象ではあるが、少し認知症症状が出ているような方でも多少の支援を行うことで、広く市民が参加できると考えている。デイサービスと配食サービスのボランティアは日頃から認知症の高齢者等になれ親しんでいるので、そういった方々の力を借り、支援の必要な方を援助できるよう、新たにボランティアを組織する計画を進めており、その実施が27年度からと考えている旨の回答がなされた。

江幡評議員から、利用者になりそうな方を支援するという理解で良いのかという旨の質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、そういった方々のご支援をするものである旨の回答がなされた。

他の評議員から意見はなく、議案第13号について、全会一致で、本案は、原案のとおり可決承認された。

議案第14号 つながりサポート事業実施規則の制定について

高橋管理係長及び荒井在宅サービス課長から、提案理由の説明がなされた。

岩岡評議員から、現在有償在宅サービスを利用している方がこの事業に移行されると思うが、みなさん移行されそうかという旨の質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、5名の利用者の方は理解が難しいため、平成29年3月までに契約変更等の説明をしながら移行を支援していく旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、有償在宅サービスの利用者の月額利用料金とつながりサポートサービス一覧の利用料金との比較について、設定金額が

高いのか低いのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、サービスを利用している方と利用していない方との差が大きいが、有償在宅サービスの平均利用回数が月約1.5回である。サービスを利用していない方は月10,000円の利用料が5,000円となる旨の回答がなされた。

つながりプランの年間契約を使っていただいた場合、年間120,000円で、月に直せば10,000円となり、この10,000円で月に1回の定期訪問にプラスして年間12回のサービスが使える、つまり月に直せば月2回のサービスが使えることになるため、平均的な方は今までの月10,000円の料金で同等以上のサービスが使える。

サービスを利用していない方は月10,000円の利用料が5,000円となる。

いざというとき等、長時間何回も利用する場合については高額となるが、平時においては、逆に安心してお使いいただけるのではないかというふうに考えている旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、有償サービスの利用者が大体月1.5回ぐらいということだが、現在の利用料はどの程度か質問がなされた。

福島常務理事から、無定量で月額10,000円であるため、どんなに利用しても10,000円である旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、平均的に月2回のサービスで10,000円だが、その他のプラスアルファのサービスについては、料金もプラスになるのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、1時間3,500円という形でかかってきますので、集中的に長時間のサービスが必要な場合には一定の負担をしていただく形になる旨の回答がなされた。

また、これまで、有償在宅サービスと権利擁護事業をセットでご利用いただいている方が長時間ご利用いただいていたと思うが、実際には成年後見に該当する方も多々いらっしゃるという状況がある。これは、成年後見申し立てをしなくても福祉公社の権利擁護事業プラス無定量のサービスである有償在宅サービスで対応していたが、それを10,000円でサービス提供してしまってきたというのが大きな財政上の負担の部分であったのではないかと思われる。そういう方に関しては、極力成年後見への移行を進め、十分なサービスが提供できるようにしてまいりたいと考えている旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、利用料金は基本的にアップするということか、確認の質問がなされた。

長澤理事長から、有償在宅サービス利用者は約160人おり、全員月額10,000円であるわけだが、使う量を本当に使う人はいっぱい使うが、他の人は安心料で払っている。今後は、実態に合った料金体系としているため、人によっては下がる、人によっては上がるようになり、要するにサービスを使う人に、本当にサービスを提供した部分の料金を頂くようになる旨の回答がなされた。

他の評議員から意見はなく、議案第14号について、全会一致で、本案は、原案のとおり可決承認された。

議案第15号 定款の一部改正について

議案第16号 公益移行認定の変更認定申請（公益目的事業の追加）について

渡部議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員からは意見はなく一括して審議することとした。

高橋管理係長から、それぞれ提案理由の説明がなされた。

江幡評議員から、事業概要9頁都営住宅武蔵野アパートシルバービア生活援助員業務が削除されていることについて、経過の説明を求める質問がなされた。

福島常務理事から、現行、在籍している職員が年齢的に退職になり、その後の受託について住宅対策課と協議したところ、他の施設と同じような形で事業者に委託をするということであったため、新たにこちらで雇用するということはやめ、他の施設と同じようにするという旨の回答がなされた。

江幡評議員から、新しく事業を実施するときには定款を変更して東京都の認可を受け、登記もすると思うが、例えば今何かの事業を事実上休止している場合の取り扱いについて、全てこのように削除しなければいけないのかという旨の質問がなされた。

高橋管理係長から、事業概要に記載のある事業以外のものは行ってはならないということが前提であり、認められた事業の中で、実施していないものについては、行っていないからといって即時に何かペナルティーがあるというものではないとは聞いており、完全に廃止したことであれば定時報告の中で変更届として提出するのが適切である旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、生活困窮と生活保護の収入等の基準の違い等について質問がなされた。

福島常務理事から、生活保護は、保護基準があり、年齢や家族構成、住居の状況によってそれぞれ基準額があり、その基準額を下回っていれば最低生活基準を下回っているので生活保護となるわけですので、それ以外の方については、例えば、預貯金はまだ残っているが就労ができない、このままでは生活保護になってしまいというような方に対して、支援をしていく、住宅費さえ確保できれば最低生活を上回る生活ができる方に一定の期間、例えば就労ができるまでの期間住居を確保することで支援を図っていくことによって、生活保護に至らないようにすることを目的にして実施するものである旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、具体的な金額について質問がなされた。

福島常務理事から、世帯1人で何万円、2人だと何万円、3人なら何万円、住居は居住地によって武藏野市だと何級地というのが決まっている。それから、世帯全体にかかる世帯費が出ますが、それを積み上げた金額が最低生活費となっている。例えば、41歳から59歳の1級地の一で38,180円である旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、働いていても、非常に低収入な人、いわゆる非正規雇用という人たちも困窮者という形で当てはめるのか、就労ということに限定されているのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、福祉公社が受託するのは就労支援である旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、生活困窮者の中で職を失った方や未就労の方を対象とするということで非常に限定されているのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、高齢者の方に働いて自立しろというわけにはいきませんので、高齢者の方でもう生活費自体が不足をしてくれば、これはやはり生活保護ということにならざるを得ないかと思っており、若い方で日常生活が自立をしていない方や、自ら1人で就労先を探してくることが困難な方が多いようですので、そういう方に対して福祉公社が伴走型ということで、寄り添ってハローワークとも連携をして就職先を確保していくというようなことの支援をしていく旨の説明がなされた。

長澤理事長から、基本的に今回の法律の趣旨の対象者のところを若干読みますと、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができないおそれのある者についてはその対象にしますということですので、本人が相談に来た場合、福祉公社で対応していく旨の説明が

なされた。

福島常務理事から、生活保護法も改正をされており、生活保護受給者の就業、自立の支援は市が行い、生活保護に至らないような形の部分を外に委託していいということになっておりますので、福祉公社が担っている旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、昨今のネットカフェを泊まり歩くような生活困窮者等がこのようなサービスがあること自体を知らないということもあり、また、女性の生活困窮者が非常に多くなっていると報道されていることに対して、国や武蔵野市や福祉公社がどのように対応できるのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、福祉公社の受託している部分が一部の事業であるためお答えしづらいが、貧困が連鎖しないように学習支援事業も含まれているが、アウトリーチのような形で困窮者を探すということまで市の範疇に入っているかは分からぬ旨の回答がなされた。

長澤理事長から、居住のない人に対する対応について、厚労省のQ Aによると、基本的には生活保護法では住所がなくても困窮すれば保護をするという形であり、今回の新法では、居住要件と明確に書いていないため、基本的には生活保護の考え方を準用し相談の対応をし、さまざまな方法でその人をこういう生活から救い上げるという方向で考えていく旨の回答がなされた。

岩岡評議員から、民生委員の立場から毎年年末の歳末募金があり、そこから生活困窮者の方たちに歳末見舞金というのを送っているが、民生委員の知っている範囲で気がついた方にしか差し上げられないため、本当に生活困窮者の方はもっとたくさんいるかもしれない。福祉公社でこういう事業を始めるのであれば、個人情報のことがあるが、何らかの連携がとれれば、見舞金を支給できる。また、市民社協の学資の補助も連携があれば届けられるかと思う旨の意見がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、議案第15号及び議案第16号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、原案のとおり、本二案は可決承認された。

議案第17号 平成27年度事業計画及び収支予算について

議案第18号 老後福祉基金の一部取り崩しについて

渡部議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員からは意見はなく一括して審議することとした。

高橋管理係長、福島常務理事、荒井在宅サービス課長及び服部高齢者総合センター長から、それぞれ提案理由の説明がなされた。

江幡評議員から、自主事業収入の介護保険収入について、予算編成する時点で介護報酬等のマイナス改定率をどのぐらい見込んでいるか、また、通所介護サービス給付費収入はマイナスになっているが、どのぐらいのマイナス改定を見込んだか、逆に訪問介護ではプラスになっているが、どういう根拠によってこのような数字が出てきたか、特に介護保険収入の内容および積算の根拠について、詳しい説明を求める質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、居宅ケアプランについて明確な率が出ておりませんので、今年度と同じ加算のまま予算を組み、訪問介護に關しても、減算があるというような情報はなかったため、今年度の身体介護時間数の増加を踏まえ、增收とした旨の回答がなされた。

方波見デイサービスセンター担当係長から、高齢者総合センターの通所介護について、マイナス改定もあるが、個別機能訓練加算を確実に取得することで、前年度と同じプラスという形で積算した旨の回答がなされた。

上田北町高齢者センター担当係長から、北町高齢者センターについては、単独の比較的程度の軽症者のデイサービスを行っており、体制加算をとっておりませんので、マイナス改定になると情報を踏まえ、1割減で積算した。実際通所の送迎加算が自己通所の方が今後減になってくるため、そういったことも含め、割と大きな減になった旨の回答がなされた。

江幡評議員から、事業計画書8頁の北町高齢者センターについて、ボランティアの高齢化が進んでいるとあるが、元気高齢者の活躍の場としてということで、その後に「働きかけています」ということであるが、先ほど高齢者総合センターのボランティアに対するサポート体制の説明をいただいたが、北町高齢者センターでは、高齢化の進んでいるボランティアさんに対するケアのようなことを考えているのか。また、この「ボランティアコーディネートと認知症について重点的に学びます」について、福祉公社全体にもかかわると思うが、ボランティアコーディネーターを設置されるようなお考えがあるかどうか質問がなされた。

上田北町高齢者センター担当係長から、当初からのボランティアの人たちが高齢化して、一部の方は利用者になっている。多少忘れっぽくなってしまってもボランティア同士の支えと、職員の励ましで引き続き利用

者に近い状態で参加されているボランティアの割合が一定数いる。一方で、幾つになっても元気で、何でもできる方もいる。そういう方にはいろんな部分をお願いして、リーダーシップを発揮していただいているが、今までのボランティアだけに今後も依存するわけにはいかないため、ボランティアを新規開拓していくことが課題である。また、ボランティアコーディネートについてさらに学んで、やっていきたい旨の回答がなされた。

江幡評議員から、小規模サービスハウスについて、予算上では委託料とあるが、サービスハウスの利用料収入というのはどこに記載されているかという旨の質問がなされた。

上田北町高齢者センター担当係長から、小規模サービスハウスの利用料は、直接市に入っており、北町には入っていない旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、議案第17号及び議案第18号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、原案のとおり、本二案は可決承認された。

議案第19号 平成27年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

高橋管理係長から、提案理由の説明がなされた。

評議員から意見はなく、議案第19号について、全会一致で、本案は、原案のとおり可決承認された。

12 連絡事項

長澤理事長から、第五期長期計画調整計画の討議要綱について、次のような説明がなされた。

分野別の課題として健康福祉という分野がございます。この中で私どものほうに関連しているのとしては、生活支援サービス、これはホームヘルプの関係ですが、それから、生活困窮者への支援、これは自立支援法の関係ですね。それから、権利を守る取り組みの推進、これは権利擁護の従来からやっている部分等が示されていますが、大きな部分として一番右の段のところの福祉サービスの再編がございます。その最後のところを見ますと、「(公財)武藏野市福祉公社と(社福)武藏野市民福祉協議会は共助による福祉を推進していくため、それぞれの役割の明確化を図った上で統合を目指す」と討議要綱ではなってございます。

7 頁行財政の項目で、一番右の端の真ん中辺ですが、持続可能な財政運営として 4 番、財政援助出資団体の統合と自立化という項目があります。財政援助出資団体については、社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財) 武蔵野市福祉公社と(社福) 武蔵野市民福祉協議会と統合、(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の統合、(社福) 武蔵野及び武蔵野交流センターの自立化を目指す、このような記載がされてございます。

基本計画のもとのところですが、長期計画では、あり方に対して検討する必要があるという記述でした。今回はこの調整計画では一歩踏み込んだ形で目指すとなつてございます。法人の存否にかかわる重要な問題でもございますので、中長期事業計画の中でお示ししたように、事務方で課題を整理し、また、評議員の皆様にもご意見を伺った上で内容を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

高橋管理係長から、次回平成27年度第1回評議員会の日程について、平成27年6月12日（金）午後6時30分から、この会場で開催する旨の連絡がなされた。

以上

本評議員会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成 27 年 2 月 24 日

議長（評議員会会長） 渡 部 敏 夫 印

議事録署名人（評議員） 鈴 木 省 悟 印

議事録署名人（評議員） 岩 岡 由美子 印